

○大子町保健・健康備品の貸出しに関する要綱

令和6年3月19日

告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心なまちづくりに資するため、町が所有する保健・健康備品（以下「備品」という。）を町内の団体に貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(備品の種類)

第2条 貸し出すことができる備品の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動体外式除細動器（AED）
- (2) スポットビジョンスクリーナー（SVS）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が認めるもの

(対象者)

第3条 備品の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる団体とする。

- (1) 町議会又は町の執行機関
- (2) 官公署
- (3) 公共的団体
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所
- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体
- (6) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業を行う団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

(対象となる活動)

第4条 備品の貸出しを受けることができる活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益性が認められる事業であること。
- (2) 営利目的の事業ではないこと。

(貸出しの期間)

第5条 備品の貸出しを受けることができる期間は、原則として2週間以内とする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しの申請)

第6条 備品の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保健・健康備品貸出申請書兼誓約書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(貸出しの許可)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、保健・健康備品貸出許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 町長は、前項に規定する許可に、条件を付することができる。

(目的外使用の禁止等)

第8条 前条の規定により備品の貸出しの許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、備品を当該許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の取消し)

第9条 町長は、備品の貸出しが次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が第4条又は前条の規定に反すると認められるとき。
- (2) 公務に支障が生じたとき。

(貸出料)

第10条 備品の貸出料は、無料とする。

(損害賠償義務)

第11条 使用者は、故意又は過失により備品を損傷したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

保健・健康備品貸出申請書兼誓約書

年 月 日

大子町長 様

申請者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

電話番号

保健・健康備品の貸出しを受けたいので、誓約事項に同意の上、次のとおり申請します。

希望する備品	☐ 自動体外式除細動器（A E D） 台 ☐ スポットビジョンスクリーナー（S V S） 台 ☐ その他（ ）
使 用 目 的	
使 用 場 所	
使 用 期 間	年 月 日 時頃から 年 月 日 時頃まで
使 用 日	年 月 日
誓 約 事 項	(1) 備品は、大切に取り扱い、責任をもって返却します。 (2) 上記の目的以外に使用しません。 (3) 他人に使用の権利を譲渡したり、転貸はしません。

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

大子町長



保健・健康備品貸出許可書

年 月 日付けで申請のあった保健・健康備品の貸出しについて、次のとおり許可します。

貸 出 備 品	☐ 自動体外式除細動器（A E D） 台 ☐ スポットビジョンスクリーナー（S V S） 台 ☐ その他（ ）
使 用 目 的	
使 用 場 所	
使 用 期 間	年 月 日 時頃から 年 月 日 時頃まで
使 用 日	年 月 日
貸 出 条 件	(1) 持ち運びに注意してください。 (2) 備品の不具合や調子が悪いときは、返却の際に説明してください。 (3) 備品を壊したときは、遅滞なく町長に届け出てください。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）